

J A F 公認 E モータースポーツ国内リーグ競技規定 一部改正

※下線部：変更箇所

| 改正後 | 現行規定 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）はモータースポーツを種目とする<u>E</u>スポーツ（以下「<u>E</u>モータースポーツ」という）の健全な発展を図るため、J A F が公認するEモータースポーツリーグ競技の開催に関し、以下の通り定める。</p> <p>J A F 公認<u>E</u>モータースポーツ国内リーグ競技は「F I A の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F の国内競技規則とその細則（本リーグ競技規定を含む）ならびに当該リーグ競技関連規定」に沿って開催される。</p> <p>第 1 条 定義</p> <p>1. <u>E</u>モータースポーツ国内リーグ： あらゆる形式のあらゆる仮想、電子自動車競技において組織される競技団体。</p> <p>2. (略)</p> <p>第 2 条 <u>E</u>モータースポーツ国内リーグの数 J A F が定める期間において、ライセンスを与える<u>E</u>モータースポーツ国内リーグは 1 団体とし、公募により選定する。</p> <p>第 3 条 <u>E</u>モータースポーツ国内リーグ競技の格式 準国内格式に準拠する。 係る手続きについて、国内競技規則細則自動車競技の組織に関する規定および国内スポーツカレンダー登録規定にならう。</p> <p>第 4 条 <u>E</u>モータースポーツ国内リーグ競技の年間開催数 リーグ競技は年間で複数回開催されなければならない。</p> <p>第 5 条 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）はモータースポーツを種目とする<u>e</u>スポーツ（以下「<u>e</u>モータースポーツ」という）の健全な発展を図るため、J A F が公認するeモータースポーツリーグ競技の開催に関し、以下の通り定める。</p> <p>J A F 公認<u>e</u>モータースポーツ国内リーグ競技は「F I A の国際モータースポーツ競技規則に準拠した J A F の国内競技規則とその細則（本リーグ競技規定を含む）ならびに当該リーグ競技関連規定」に沿って開催される。</p> <p>第 1 条 定義</p> <p>1. <u>e</u>モータースポーツ国内リーグ： あらゆる形式のあらゆる仮想、電子自動車競技において組織される競技団体。</p> <p>2. (略)</p> <p>第 2 条 <u>e</u>モータースポーツ国内リーグの数 J A F が定める期間において、ライセンスを与える<u>e</u>モータースポーツ国内リーグは 1 団体とし、公募により選定する。</p> <p>第 3 条 <u>e</u>モータースポーツ国内リーグ競技の格式 準国内格式に準拠する。 係る手続きについて、国内競技規則細則自動車競技の組織に関する規定および国内スポーツカレンダー登録規定にならう。</p> <p>第 4 条 <u>e</u>モータースポーツ国内リーグ競技の年間開催数 リーグ競技は年間で複数回開催されなければならない。</p> <p>第 5 条 (略)</p> |

第2章 Eモータースポーツ国内リーグ競技の開催に関する規定

第6条 オーガナイザー

J A F 公認Eモータースポーツ国内リーグ競技を開催するオーガナイザーは、J A Fとのライセンス契約を締結のうえ、自動車競技の組織に関する規定に基づき、J A Fに登録された下記の団体でなくてはならない。

1. 公認クラブ
2. 加盟クラブ
3. 公認団体
4. 加盟団体

第7条～第9条 (略)

第10条 開催における遵守

Eモータースポーツ国内リーグ競技の開催にあたり、オーガナイザーは関係する法令の遵守および使用ソフトウェアのI Pホルダーへの許諾を得ている必要がある。

第11条 (略)

第3章 参加に関する規定

第12条～第13条 (略)

第4章 リーグ競技規定の施行に関する規定

第14条～第15条 (略)

第16条 本規定の施行

本規定は2025年4月1日から施行する。

以上

第2章 eモータースポーツ国内リーグ競技の開催に関する規定

第6条 オーガナイザー

J A F eモータースポーツ国内リーグ競技を開催するオーガナイザーは、J A Fとのライセンス契約を締結のうえ、自動車競技の組織に関する規定に基づき、J A Fに登録された下記の団体でなくてはならない。

1. 公認クラブ
2. 加盟クラブ
3. 公認団体
4. 加盟団体

第7条～第9条 (略)

第10条 開催における遵守

eモータースポーツ国内リーグ競技の開催にあたり、オーガナイザーは関係する法令の遵守および使用ソフトウェアのI Pホルダーへの許諾を得ている必要がある。

第11条 (略)

第3章 参加に関する規定

第12条～第13条 (略)

第4章 リーグ競技規定の施行に関する規定

第14条～第15条 (略)

第16条 本規定の施行

本規定は2024年1月1日から施行する。

以上